

令和3年度京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市内の民営保育園等が、新型コロナウイルス感染症対策事業を実施するに当たり、事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「民営保育園等」とは、次に掲げる施設等（施設又は個人をいう。）をいう。

- (1) 児童福祉法（以下「法」という。）第35条第4項により市長が認可している民営保育所（以下「保育所」という。）
 - (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項及び第17条第1項により市長又は京都府知事の認定又は認可を受けた認定こども園（保育所型及び幼保連携型に限る。）（以下「認定こども園」という。）
 - (3) 法第34条の15第2項により市長が認可している家庭的保育事業等（以下「地域型保育事業所」という。）
 - (4) 京都市病児・病後児保育事業実施要綱第2条において適切な事業運営が確保できると認められる医療法人並びに本市と病児保育事業に関する協定を締結している医療法人等（以下「病児・病後児保育施設」という。）
 - (5) 法第59条の2第1項に規定に基づく届出をした施設（法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする事業を除く。）（以下「認可外保育施設」という。）
 - (6) 法第59条の2第1項に規定に基づく届出をした事業者（法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする事業。）のうち、複数の保育従事者を雇用しているもの。（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）
- 2 この要綱において、「新型コロナウイルス感染症対策事業」とは、次に掲げる事業をいう。
- (1) 職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な事業（かかり増し経費、研修受講等）（以下「第1号事業」という。）
 - (2) 感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等を行う事業（以下「第2号事業」という。）

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、令和3年4月1日から令和4年2月28日の間に、民営保育園等が行う新型コロナウイルス感染症対策事業とする。ただし、次に掲げる場合には、令和3年4月1日から令和4年3月31日までを対象とすることができる。

- (1) 令和4年1月末時点で市場に商品がなく、かつ、令和4年3月31日までに民営保育園等に納品できる見込みがある場合
 - (2) その他市長が必要と認める場合
- 2 前項各号に掲げる場合において、民間保育園等は、令和3年度京都市民営保育園等

における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金補助期間延長申請書(第1号様式)を令和4年2月14日までに提出しなければならず、市長は令和3年度京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金補助対象期間変更承認通知書(第2号様式)により、民間保育園等に通知しなければならない。

(補助要件)

第4条 補助を受けようとする民間保育園等は、次のいずれかの感染拡大防止のための取組を実施するものとする。

- (1) 保護者との連絡等におけるICTの活用
- (2) 施設内での感染拡大防止の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇い上げ
- (3) 感染症対策計画の策定
- (4) 職員の体調管理の実施
- (5) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の活用

2 民間保育園等が実施する新型コロナウイルス感染症対策事業については、第1号事業を含まなければならない。ただし、病児・病後児保育施設については、この限りではない。

(補助金の額)

第5条 この要綱による補助金の額は、別表で定める補助上限額を上限とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。ただし、1,000円未満の金額については、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、民間保育園等が年度途中で開所又は閉所となった場合には、別表で定める補助上限額に、開所月及び閉所月を含む開所月数を乗じて12で除して得た額を上限額とする。ただし、1,000円未満の金額については、これを切り捨てる。

(補助金の申請兼実績報告)

第6条 条例第9条の規定による申請は、令和4年3月14日(第3条第2号の承認を受けた場合にあつては、令和4年4月14日)までに、次に掲げる書類を提出して行わなければならない。

- (1) 令和3年度京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付申請兼実績報告書(第3号様式)
- (2) 令和3年度京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金事業計画兼事業報告書明細(第4号様式)
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策事業の内容、実施時期、経費の額及び支払済みであることを証する資料
- (4) 第4条第1項に規定する取組の実施が確認できる資料

2 市長は、前項の規定による期日までに同項各号に掲げる書類の提出がなかった者に対し、補助金を交付しないことを決定することができる。

(交付決定兼交付額決定の通知)

第7条 市長は、前条第1項の申請に対し条例第10条各項の決定を行い、その旨を令和3年度京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付

決定兼交付額確定通知書（第5号様式）により通知する。

（決定の取消し）

第8条 市長は、事業者に対して、条例第22条の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付額を変更することができる。

2 市長は、前項の規定により、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付額の変更を決定するときは、聴聞または弁明の機会の付与の手続を経るものとする。

3 市長は、前項の手続を経て交付決定の取消し又は交付額の変更を決定したときは、事業者に対し、速やかに、その旨を令和3年度京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金決定取消・変更通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還命令）

第9条 市長は、条例第22条及び前条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付額を変更した場合において、条例第23条に基づき、既に補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を命じるものとする。

（交付の条件）

第10条 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を京都市に納付させることがある。

3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

4 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告による補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を京都市に納付させることがある。

5 事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

6 その他交付の条件については、厚生労働省が定める保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業）交付要綱及び内閣府が定める子ども・子育て支援交付金（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）交付要綱にそれぞれ定めるところに基づき、市長が適当と認めるものとする。

（補則）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局長が定める。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は，決定の日から施行し，令和3年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

種別	定員区分	補助上限額
保育所 認定こども園 地域型保育事業所 認可外保育施設	19人以下	300,000円
	20人以上59人以下	400,000円
	60人以上	500,000円
病児・病後児保育施設 居宅訪問型保育事業者		300,000円

※ 「定員」については，令和3年4月1日時点の定員とする。年度途中に開所した施設等においては，開所時の定員とする。